

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	私立大学等経常費補助		担当部局庁	高等教育局私学部		作成責任者	私学助成課長 森田正信	
事業開始・終了(予定)年度	昭和45年度		担当課室	私学助成課				
会計区分	一般会計		施策名	VI-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	私立学校振興助成法第4条、第7条		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	私立の大学、短期大学及び高等専門学校の①教育研究条件の維持向上、②学生の修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性を高めることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>私学の自主性・自立性を尊重しつつ、多様な私学の実態に応じた配分を公平・公正に行うため、法律の規定と細目にわたる明確な配分基準に基づき日本私立学校振興・共済事業団を通じて交付。なお、大学等における教育条件や管理運営が不適正である場合には、補助金を減額又は不交付としている。</p> <p>①一般補助 経費の区分毎(教職員給与費や教育研究経常費等)に、教職員数や学生数に応じて2分の1以内を補助。教育研究や財務の状況(定員充足の状況、教員一人あたり学生数、学生の授業料をどの程度教育研究のために使ったか、情報公表の状況等)に応じて傾斜配分。</p> <p>②特別補助 我が国の成長を支える人材育成の取組や大学等の国際交流の基盤整備への重点的支援、授業料減免等の充実を図る。</p>							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		修正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	321,782	322,182	320,922	318,753	328,023	
	執行額	321,782	322,182	320,891				
	執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)	
	私立大学の教育条件(「教員一人当たり学生数」や「学納金収入に対する教育研究経費支出の割合」など)の充実、経済的負担の軽減(「授業料減免等事業の対象者数」など)の充実		成果実績 達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	補助割合(補助金額/経常的経費)		活動実績 (当初見込み)	法人	10.8%	10.7%	調査中	—
単位当たりコスト	361(百万円/校)		算出根拠	交付決定額(320,891百万円)/交付校(889校)				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	一般補助	279,325百万円	287,458百万円	日本再生戦略に関する「重点要求」12,549百万円				
	特別補助	39,428百万円	40,565百万円					
	計	318,753百万円	328,023百万円					

事業所管部局による点検				
	評価	項目	評価に関する説明	
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・私大経常費補助金は、公教育としての大学教育の大半(8割)を担う私立大学等の教育条件の維持向上、学生の修学上の経済的負担軽減、私学経営の健全性の向上等を安定的に図るために必要な基盤的経費を支援するものであり、私立学校振興助成法に基づく補助金であることから、ニーズ・優先度ともに高い。 ・教育基本法第8条により、国は私立学校の自主性を尊重しつつ、助成等で私立学校教育の振興に努めることが定められている。 	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、費目・用途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・経常費に対する補助割合は1割であり、私立学校振興助成法で定める「二分の一補助」には届いておらず、過大な補助とはならない。 ・日本私立学校振興・共済事業団へ支出した助成金は全額学校法人へ支出されており、合理的である。 ・補助することができる経常的経費の範囲は私立学校振興助成法施行令等で定められているとおり、学生・教員の教育研究に必要な経費や物品購入費、研究旅費等であり、真に必要なものに限定して交付している。 	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の教育研究の基盤的経費を直接支援するものであり、その必要性に加え、実効性も高い事業である。 ・大学等は教育研究活動を行っていることを前提に補助を行っている。なお、未完成大学や募集停止大学については補助の対象外としている。 	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名		—
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業により、私立大学等の教育研究の質の向上やマネジメント改革への支援、学生の授業料減免等による経済的負担の軽減が図られている。 ・平成23年度は、経営の活性化や予算効果の最大限発揮を目的として、一般補助と特別補助の大幅な組み替えを行った。このことにより、大学の裁量の幅を広げ、機動的な対応を推進するとともに、一般補助における一層メリハリある配分や、特別補助による重点的な投資効果が可能となった。今後も、大学改革実行プランで示した方向性を踏まえ、基盤的経費としての基本性格を十分踏まえつつ、教育研究活性化やガバナンス強化のために、メリハリある配分を行うことが必要である。 ・経費の執行に関しては、当該補助金を受ける学校法人には、貸借対照表、収支決算書等の届け出を義務づけている。また、事業年度毎に各学校法人から私学事業団に対し実績報告書が提出され、補助金の使用状況等を確認している。 			
予算監視・効率化チームの所見				
現状通り	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業評価の観点：本事業は、日本私立学校振興・共済事業団が行う私立大学等の経常費に対する補助金を交付するための補助事業であり、長期継続事業の観点から検証を行う。 2. 所見：本事業については、私立大学等の教育研究環境の向上等のために必要な事業であり、現行の事業内容を充実するとともに、より効果的な補助ができるよう一層明確なメリハリある配分とすべきである。 			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
現状通り	<p>今後は、経済的に困窮している私立大学生の教育費負担軽減等のニーズに的確に応えたり、情報公表状況や定員充足状況等に応じたメリハリある補助を行ったりしつつ、法の趣旨の実現に向け、補助事業の充実及びより効果的な配分を行う。</p>			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー	0187	平成23年行政事業レビュー	0163	

文部科学省
320,891百万円

〔日本私立学校振興・共済事業団が学校法人に対し私立大学等の経常的経費について補助するための財源として、補助金を交付する。〕

↓
【補助】

A.日本私立学校振興・共済事業団
320,891百万円

〔各学校法人からの申請に基づき、細目にわたる明確な配分基準により補助金額を算定し、補助金を交付する。〕

↓
【間接補助】

B.学校法人(全630法人)
総額320,891百万円

〔自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する学生に係る経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努める。〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位:百万円)

A. 日本私立学校振興・共済事業団			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
間接補助	学校法人早稲田大学(他629法人)	320,891			
計		320,891	計		0
B. 学校法人早稲田大学			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
専任教員等給与費	専任教員の給与費	3,827			
教育研究経常費	教育研究に係る消耗品、光熱水料等	2,700			
専任職員給与費	専任職員の給与費	1,095			
教職員福利厚生費	教職員の労災保険、雇用保険等	335			
非常勤教員給与費	非常勤教員の給与費	181			
厚生補導費	学生指導、保健管理に要する経費	56			
研究旅費	教員等の研究のための内国旅行に要する旅費	43			
認証評価経費	認証評価に係る経費	5			
特別補助	私立大学における学術の振興等	1,921			
計		10,162	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記載)

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。

支出先上位10者リスト

A.日本私立学校振興・共済事業団

※補助事業

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本私立学校振興・共済事業団	各学校法人に対して補助金を交付	320,891	-	-

B.学校法人

※補助事業

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人早稲田大学	当該大学の教育研究等の実施	10,162	-	-
2	学校法人日本大学	当該大学の教育研究等の実施	9,843	-	-
3	学校法人慶應義塾	当該大学の教育研究等の実施	9,787	-	-
4	学校法人東海大学	当該大学の教育研究等の実施	7,119	-	-
5	学校法人立命館	当該大学の教育研究等の実施	6,431	-	-
6	学校法人近畿大学	当該大学の教育研究等の実施	5,176	-	-
7	学校法人順天堂	当該大学の教育研究等の実施	4,937	-	-
8	学校法人昭和大学	当該大学の教育研究等の実施	4,361	-	-
9	学校法人北里研究所	当該大学の教育研究等の実施	4,300	-	-
10	学校法人福岡大学	当該大学の教育研究等の実施	4,289	-	-